

五所川原ウィンドファーム合同会社「(仮称)玉清水ウィンドファーム環境影響評価方法書」に対する通知について

令和4年10月6日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、電気事業法施行規則第61条の5第1項ただし書の規定に基づき、令和4年4月25日付けで届出のあった「(仮称)玉清水ウィンドファーム環境影響評価方法書」について、電気事業法施行規則第61条の5第1項に定める勧告の期間を延長するとともに、同規則同条第2項の規定に基づき、五所川原ウィンドファーム合同会社に対し、延長する期間及び期間を延長する理由を通知した。

1. 延長する期間

令和4年10月21日から令和4年11月18日まで

2. 期間を延長する理由

本方法書について、環境影響評価法第9条による地域を管轄する都道府県知事への意見の概要等の送付が遅れたことに伴い、同法第10条の都道府県知事等の意見が、電気事業法施行規則第61条の5第1項に定める勧告の期限の間近となり、都道府県知事等の意見を踏まえた勧告が困難であるため。

(参考) 環境影響評価方法書に係る手続

環境影響評価方法書受理	令和4年 4月25日
住民意見の概要等受理	令和4年 7月 4日
都道府県知事の意見期限	令和4年10月 5日
経済産業大臣勧告期限 (延長後)	令和4年11月18日

問合せ先：電力安全課 長尾、野田
電話：03-3501-1742 (直通)